

令和4年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月13日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	5番	川 島 功 士
副 議 長	8番	岡 田 文 雄
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	4番	尾 関 俊 治
〃	6番	田 島 清 美
〃	7番	伏 屋 隆 男
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康
教育文化部長	足 立 篤 隆

会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 幸 治
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
環 境 経 済 課 長	田 島 直 樹
住 民 課 長	宮 川 雅 人
福 祉 子 ども 課 長	花 村 定 行
建 設 課 長	後 藤 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第2号）

令和4年12月13日（火曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（川島功士君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（川島功士君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の質問は、リバーサイドタウンかさまつ計画についてとマイナンバーカードの取得促進についての2つであります。

それでは、リバーサイドタウンかさまつ計画について質問させていただきます。

リバーサイドタウンかさまつ計画は、令和2年度に国土交通省の官民連携事業を展開する調査に基づき、平成21年に策定した事業計画を見直して事業を推進することとしました。堤防上にあずまやを建設し、サイクリング・ウォーキングロードを河川環境楽園まで設置しましたが、みなと公園、三角駐車場、競馬場を一体的に交流拠点となるように進めていくことにしております。昨年9月議会では、三角駐車場を埋め立てし、木曾川の豊かな水辺空間を生かしたまちづくりを提案させていただきました。そして、今回は10月の議会研修で行った愛知県岡崎市の乙川を活用したリバーフロント計画を参考に質問させていただきます。

岡崎市は来年、NHKの大河ドラマで徳川家康を題したドラマが展開されます。そこで、大変今岡崎市はにぎわっておる状況にあるわけですが、そんな岡崎市の中心部を流れております乙川であります。この乙川は愛知県の管理の河川であります。市では観光産業都市の創造に向けて、乙川の豊かな水辺空間を生かしたまちづくりを推進していることから、リバーフロント計画を策定し、国のかわまちづくり支援制度を活用して都市空間と水辺空間の一体的整備、回遊性の確保に取り組み、観光拠点となるにぎわいの場の創出を図りました。平成27年に乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会を立ち上げ、平成27年11月26日に河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域に指定されました。これにより、営業活動を行う事業者等による都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用が可能になったそうであります。

そこで、町長にお尋ねします。

まず最初に、リバーサイドタウンかさまつ計画を進めるに当たって、木曾川・笠松エリア利用調整協議会を立ち上げられましたが、協議会の進み具合についてお答えください。

次に、岡崎市で私が最も印象に残っているものは乙川に架けた車の通行できない板張りの橋

です。幅20メートル、長さ100メートルほどで、イベントのときには橋に店を出し、ふだんは通行したり休憩したりするものです。笠松に橋を架ける場所もないので、橋を架けるのではなく、休憩したり店が出せる施設を設置することを提案します。それはみなと公園のあずまやの前に階段や堤防ののり面がありますが、あの堤防に栈敷席のようなものを屋根つきで建設し、ふだんは木曾川を眺める休憩場所として、土曜・日曜や連休のときには民間業者による飲食販売をしていただき、それを食べる場所、そして川まつりの特別観覧席、冬場にみなと公園の川べりにある桜の木にイルミネーションを施して、その場所から見ていただくというものであります。あずまやの堤防までは洪水時でも水はつかないので、岡崎市のように河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域への指定を早急に受けることが必要と考えますが、町長の考えを示してください。

次に、マイナンバーカードの取得促進についてであります。

マイナンバー制度が始まって7年が経過し、国ではその普及に種々の対策を講じております。しかしながら、当初から個人情報漏えいするのではないかと不安が横行し、取得がはばからない状況にあります。最近では取得者に最大で2万ポイントを付与するとテレビコマーシャルでひっきりなしに広報しております。笠松町では政府の意向を踏まえて毎週火曜日、金曜日は夜7時まで、第2土曜日と第4日曜日は朝9時から午後5時まで時間外で対応しておりますが、11月時点で58.59%と県内42市町村中5位の交付率だそうであります。どこに問題があるのか、私にも分かりません。しかし、今回質問することにしたのは、国がこのマイナンバーカード取得率を交付税算定に加味すると言いだしたことが大変心配になったからであります。この制度を担当しているのが総務省ですが、岸田内閣では河野デジタル担当大臣が担当し、2024年には健康保険証を組み入れると明言され、以前から運転免許証も組み入れると言われておりましたが、河野大臣はこれも2024年までに実行すると明言されております。河野大臣は皆様方も御承知のとおり、コロナ担当大臣のときワクチン接種を強硬に推し進め、国民の不安を払拭した実績があり、今回の発言の実効性にはかなりの信憑性がありますので、より不安感を抱くところであります。

そこで、町長にお尋ねします。先ほども申しましたように、国はポイントの付与や交付税算定への加味など躍起になっておりますが、どうして取得率が上がらないのか分析されていたらお答えください。

次に、時間外勤務までして取得率を上げようと努力しているにもかかわらず約6割の取得率ですが、これ以上の交付対策は考えられるのかお尋ねします。

次に、取得してのメリットとしてマイナンバーカードによる住民票の交付ができないようですが、こうしたデメリットを克服するには専用のサーバーを導入しなければなりません。県内42市町村中26の自治体で導入されているようであります。そして、このシステムを活用すれば

役場以外、例えばコンビニでも交付できますし、町外のコンビニでも可能となり、職員への負担も軽減できると思いますが、町長の考えを示してください。

次に、交付税算定についてですが、笠松町の財政状況は自主財源が国の地方交付税を含め約半額です。潤沢な資金ではなく、国や県からの補助金や交付金に頼るところもあり、ふるさと納税も増額の一途をたどりつつあります。しかし、この件で地方交付税算定に加味するとなれば、取得率を向上させれば交付税が増えるということになりますが、町長の考えを示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて、おはようございます。

伏屋議員さんからの御質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初、リバーサイドタウンかさまつ計画についてでございます。

リバーサイドタウンかさまつ計画のバージョンアップを図り、みなと公園一帯の河川敷地を民間活用によりさらなる利活用が継続的に実現できる都市・地域再生等利用区域の指定を目指して、昨年11月に立ち上げた木曾川・笠松エリア利用調整協議会は、地域の合意形成を得る組織として大学教授や地元町内会、商工関係、活動団体の方々などから構成し、協議会との連携の下、3月の短期間と夏から冬にかけての長期間の社会実験を実施しております。今年度の社会実験期間中には大小数回の民間主導によるイベントが開催され、この12月にも宿泊を伴う冬キャンプの開催を予定しており、民間ならではの大胆なアイデアによる公園利活用のスタイルが試されており、従来と違った公園ニーズの掘り起こしができるのではないかと期待しているところでございます。当協議会では社会実験を総括する会議を来年2月に開催し、都市・地域再生等利用区域申請の合意を得て、年度末、あるいは年度初めに申請を行い、夏には指定が認められるスケジュールを想定しているところでございます。都市・地域再生等利用区域の指定後、みなと公園では営利目的の民間活用、民間利用が可能となりますが、直ちに民間事業者にみなと公園の運営を全て任せて継続的に事業展開を進めていくことは現段階においてはまだまだ難しいものと考えております。現在、公園管理委託と併せて自主事業を展開できる民間事業者と協議を進めており、来年度には社会実験期間を継続して民間事業者と協議会、町で連携を図り、みなと公園の付加価値や集客力の向上、河川敷の民間利用方法を引き続き検討し、民間主導によるにぎわい創出方策を図ってまいりたいと考えているところであります。

続きまして、栈敷席の建設についての答弁をさせていただきます。

あずまやはみなと公園や木曾川河畔一帯を見渡すことができ、眺望もよく、屋根があるので夏の強い日差しから逃れることもでき、休日には多くの方の憩いの場となっておりますが、大

きなイベント開催時の休憩スペースとしては手狭な感じが否めず、人があふれてしまう現状もあり、議員の提案する堤防階段に栈敷席を設置するのも一つの解決案であると考えております。しかしながら、堤防本体の建築物設置となりますので、国土交通省の協議、認可も必要となり、また下の芝生広場から見れば一部高所で危険な箇所も生じますので、小さな子供たちの安全性の確保も必要になってまいります。まずは現状のうろこ階段や芝階段部分をイベント時の有効活用としての定着を優先すべきと考え、今年の夏に行ったビアパークや先日のリバーサイドカーニバルではライブやダンスのパフォーマンスエリアを階段部分から見やすい場所にセッティングし、観客席として活用して、多くの方に楽しんでいただけるようにしました。今後もみなと公園の景観を生かし、木曽川をバックに芝生広場をステージとするライブイベントも開催できればと考えております。先ほど申しました来年度の社会実験の中で、協議会、民間事業者とともに階段部分の有効活用についても検討してまいりたいと思っております。また、検討を進めていく中で、栈敷席の設置の必要性が生じましたら、関係機関との協議を進め、河川のハード整備支援が得られるかわまちづくり支援制度の認定も視野に入れて考えてまいります。

続きまして、マイナンバー取得についてのお尋ねでございます。

当町のマイナンバーカード交付率は、全国平均、県平均のどちらも6%強を上回っており、県内5位、岐阜圏域の市町の中ではトップの交付率となっております。また、カード申請率については7割を超える方に申請いただいている状況であります。しかしながら、申請されても受取りに来られない方が一定数いらっしゃるなど、11月末現在で約6割の方の取得にとどまっております。国が目指す令和4年度末までにほぼ全国民が取得という目標達成には法による義務化などの措置がされない限り厳しい状況にあると考えております。

デジタル庁が未取得者を対象に実施したアンケート調査によりますと、未取得の主な理由として、「情報流出が怖いから」が35.2%、「申請方法が面倒だから」が31.4%、「マイナンバーカードにメリットを感じないから」が31.3%となっており、実際に窓口にお越しなられた方からも同様の御意見を頂戴している旨、担当課より報告を受けております。その中でもマイナンバーカードの利用用途に関するお尋ねが特に多いと聞いており、今ならマイナポイントがもらえることや健康保険証との原則一体化が2024年の秋から開始になること、将来的に行政サービスが拡充されていくことなどを御説明させていただいているようですが、カード取得の必要性に疑問を抱かれる方も多くいらっしゃる聞いております。そのほか、施設入所中や外に出向くことが困難な御高齢の方のカード取得に関する御相談も多いようで、写真の撮影はじめ、このケースでは代理人による交付手続となり、複数の書類による事実確認が必要となることから、手続を諦めてしまわれる方もいらっしゃるようです。また、カード申請方法には郵送による申請やスマートフォンによるオンライン申請など、御自身で申請いただくことも可能ですが、御高齢の方などは窓口直接にお越しになる方も多く、この場合にはカード申請とカ

ード受取りの2回の来庁が必要となり、申請手続を負担に思われることもあるようで、取得率が伸び悩む要因の一つとなっているものと認識しているところであります。

その上で、これ以上の交付対策についてのお尋ねでございますが、これまで町ではより多くの皆さんにマイナンバーカードを取得していただけるよう機会を捉えて、チラシの全戸配付や町内会への班回覧、町公式LINEによる情報発信、ワクチン接種会場におけるPR動画の配信など、カード取得のメリットや取得方法について幅広く啓発に取り組んでまいりました。また、マイナンバーカードの申請や受取りの機会を確保し、お仕事や学業などで平日窓口にお越しになることができない方にも負担なく取得していただけるよう、毎週火曜日と金曜日の時間外、毎月第2土曜日と第4日曜日の休日に窓口を開設しているほか、毎月第3木曜日には両支所に出張申請窓口を開設し、多くの皆様に御利用いただいている状況であります。そのほか、町内企業や保育所、町内で活動される各種団体の皆様からの御要望に応じて出張申請サポートに伺うなど、取得率の向上に努めているところであります。当町のカード取得率は県内5位と上位を推移しており、全国平均、県内平均を大きく上回っていることから、これまでの取組が有効であると考えてはおりますが、さらなる交付対策として一度の来庁で写真撮影から本人確認、暗証番号設定など、一連の申請の手続が終えることができ、後日出来上がったカードを郵送で御自宅へお届けする申請時来庁方式による申請方法を積極的にPRし、カードの申請、受取りに対する心理的な負担の解消にも配慮しながら、一層の普及促進を図ってまいりたいと考えております。まだカードを取得されていない約4割の方に少しでも多く申請していただけるよう、広報啓発や申請サポート体制を継続し、カード取得に対する不安や疑問に丁寧にお答えしながらカードの取得につなげていきたいと考えております。

続きまして、住民票のコンビニ交付導入に対する考えについてお答え申し上げます。

住民票や印鑑証明、各種税証明のコンビニ交付の導入につきましては、自治体DX推進の取組の一つとして、昨年度プロジェクトチームを編成し検討を進めたところであり、現在も県内の状況や費用対効果等を調査、研究し、検討を重ねているところであります。コンビニ交付を導入するに当たっては、導入経費として約2,000万円、ランニングコストとして年間約550万円を超える費用が発生し、5年ごとのサーバー更新費用の2,000万円を含めるとかなりの財政負担となります。

コンビニ交付のメリットとしては、土・日や早朝、夜間などの役場の閉庁時間帯にも証明書を取得できることや、勤務地など全国どこのコンビニでも取得できるようになることが上げられます。しかしながら、現在も両支所で各種証明書を取得できることから、コンビニ交付の費用対効果は低く、電話予約による夜間交付やファクスも利用した広域相互発行の運用も含め、現在でも利便性の高い証明書発行サービスが低コストで提供できるものと考えております。現在、国においては本籍地以外の市町村においても戸籍情報を参照できるようにする戸籍情報連

携システムの令和5年度中の試行運用開始を予定しているほか、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図る観点から、令和7年度を目標とした住民記録システムなどをはじめとする各種情報システムの標準化の検討が進められています。また、一方で県内22市町で実施している広域相互発行について、ファクス機のサポート期限を2030年5月で終了する旨、今般保守業者から示されたことにより、近い将来に広域相互発行サービスが維持できなくなることも想定される状況にあり、今後の証明書発行の在り方について総合的な検討が必要な時期にあると考えております。そのため、現時点では今後の国の標準化の動向等を見守りながら、住民ニーズを踏まえたマイナンバーカードの利用用途の拡充やカードに内蔵されているICチップの空き容量を活用した新たな仕組みの構築も視野に入れ、DX推進並びに行政サービスの向上に努めてまいります。

交付税算入の影響についてでございますが、マイナンバーカードの交付率が交付税に与える影響や算定基準などについては、現時点で国から具体的な通知がなく不明であります。国において概算要求されたデジタル田園都市国家構想交付金においては、各省庁実施の地方公共団体向け補助事業において、マイナンバーカードの交付率が全国平均を上回る地方公共団体に加点措置を講じることや、補助金などの採択などに当たってカードの交付率を勘案することが検討される予定である旨示されております。交付税に限らず様々な補助メニューにおいて、今後マイナンバーカードの交付率が補助金に影響を与える方向に進むのは間違いないと考えておりますので、少しでも多くの財源確保につながるよう引き続きマイナンバーカードの普及に努めていく必要があると考えております。以上であります。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

いろいろと御答弁いただきましたけれども、まず最初にリバーサイドタウン計画について再度質問させていただきます。

冬キャンプもやったり、実証実験でね、いろんなことはやられているということなんですけれども、そういうことは結構なことだというふうに思います。それと同時に来年2月をめどに都市・地域再生等利用区域への指定に向けて検討し申請をし、来年夏頃には指定を目指す町長は答弁されたわけですが、そういったことによってこのみなど公園一帯を民間活用できる、そういった制度があるわけです。こういったものを大いに活用していただきたいというふうに思います。

それで、そうしたことによってリバーサイドタウン計画が描いていたわけですが、当初描いたことが実現できる。そうすることによって、にぎわいの創出が図られていくというふうに思いますので、一歩ずつ前進していく必要があると思います。そういったことに町長は全力を

挙げてやっていただきたいなということを思います。

そこでお尋ねしますけれども、先ほど来あずまやの前の階段部分をいろんなイベントで活用しておるということを言われたんですが、晴れの日には活用できるんですね。雨が降ったときは傘を差してはあそこに座れないわけですね。それよりもあそこに栈敷席のようなものをつくって、京都の河原町にある川床といいますか、川の上に食事ができる場所があるわけですね。ああいったものをイメージしていただいて、川のほうに10メートルぐらい出して、下から柱で支えるというもので、あそこの堤防沿いにずうっとやればかなりの面積が取れると思います。それに屋根をつければ、当然雨降りでも活用できるということもありますので、そういったことをイメージしておるんですけれども、そういったことを研究していただければかなということをと思いますが、町長、もう一度。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、議員がおっしゃられました京都の鴨川の、あれ納涼床というので、私も1回か2回利用させていただいたことがあるんですが、御承知のように納涼床というのは各お店のこの間口の部分だけでありまして、今回の議員の提案のような広大な栈敷席というのは多分京都でもやっていないと思いますし、またあれは期間限定でして、たしか5月から10月までぐらいで、その都度その都度設置して撤去されるということで、これだけの規模になりますとやはり恒久的なそういう施設となりますと、当然のことながら国交省の許可がもらえます。そして、物すごくやっぱり費用がかかる場所があります。

そして、3つ目はやはり安全性の問題が懸念されるんじゃないかと。これふだんガードマンとか関係者がしっかりと管理していればいいですが、恒久的なものになりますと夜とか誰もいない時間帯に転落したり、特に小さなお子さんですとあそこの堤防の天端の位置から下までですと、かなりの高さがあります。やはり公園の利用に当たっては、確かに利便性とか、あるいは経済性を十分に配慮するのは必要なんですが、安全性ということが第一に視野に入れていく必要があると思いますので、そこら辺りは先ほども答弁させていただきましたが、今度の協議会等で議論が出ましたら、皆さんから意見を賜りながら考えていく、選択肢の一つとして考えていくべき課題ではないかと今の時点では思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 検討をいただきたいと思います。

安全性ということになると、栈敷席ですと、あっぱっぱですとやっぱり危険性もあると思いますので、プレハブのようなものでもやれば、ふだんは閉めてしまって、イベントのときに開けるという方法もあると思いますね。そういうことも検討いただきたいというふうに思いますし、先ほど言われたように京都の川床といいますか、下にある柱は1年中ありますので、季節

のものじゃなくて、撤去していませんので、上の部分の使い方は先ほど町長言われたとおり夏場のものですので、冬場はあそこを活用しないというふうになってはいますけれども、でもせっかくですのでプレハブみたいなものをやれば1年中使えるわけですので、そういったものを検討いただけんかなということをおもいます。そのためには先ほど来町長が言ってみえるんですけど、都市・地域再生等利用区域の指定だとか、それからかわまちづくり支援のための国土交通省の認可、こういったものが最低条件になってくるとおもいますので、それも含めて検討いただきたいとおもいます。もう一度、その辺。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） これまで今年からこのような社会実験ということていろいろやらせていただいて、十分に私自身は手応えを感じているところてありますし、やはり何よりも大事なのはこれまでのように、これ再三こういう場やいろんなところでお話しさせていただいたんですが、行政主導のイベントとかこういう事業ではなく、やっぱり民間活力、民間の皆さんと協力してやっていくということになりますと、この協議会だけでなく、いろんなオファーもおかげさまでみなと公園を活用していろいろやりたいという意見や、また申出もありますので、そういった実績を積みながらどんどん議員のおっしゃられるように、みなと公園の活性化に向けて不断の努力は続けてまいりたいとおもっております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） そうしたときに、これ第1回の質問て提案したんですけれども、河原にある桜の木にイルミネーションをやって冬場点灯してみる。今どこのまちでも大々的なイルミネーションをやって、派手に展開しているんですね。笠松町も笠松駅にはやっていますけれども、やっぱり川のところにイルミネーションをやると派手になるんやないかなということをおもうんです。ただ、やるとなるとかなりの経費がかかりますので、その辺の考え方はどうですか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かにあそこの河原に桜並木にイルミネーションがあると非常にきれいでありますが、いみじくも議員がおっしゃったようにかなりの経費がかかるわけてありますし、やっぱりそういったものはできるだけ民間の皆さんが、例えばクラウドファンディングとかスポンサーがついたらありがたいとおもいますが、ただ今役場から、特に光熱費が高騰している中で積極的にイルミネーションというのはちょっと時代の流れに即していないというふうて私自身おもいますので、また今後イルミネーションをやってもいいよという民間の業者や団体の方がいらっしやったら、そこは前向きに検討させていただきたいなというふうておもっています。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） せんだってテレビでやってたんですけども、東京の江戸川、ここの川の両サイド、これも桜の木なんですね。そこにイルミネーションをやっている。これ商店街がやっているそうなんですけれども、最初の電球をつけるだけの設置費用、買った分だけですね、費用はそれだけだと。発電はその商店街で出た廃油を使って、発電機の中に廃油を入れて、それで発電をさせているから電気代は食わないということで、やり方はいろいろあると思うんですね。その辺も研究しながら、やっぱり冬場の寒い中でそういったものを見せる、これも一つの交流事業だというふうに私は思いますが、方法は幾らでもあると思います。それを町として、町長が競馬場の件で発言されたように、ふるさと納税の企業版というようなことも言われたんですけど、そういったことも活用する方法であるんじゃないかなということも思いますけど、それを笠松町が提案しないと誰も話に乗ってくれないと思いますんで、そういった提案をするということについて、町長の考えはどうか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） もちろんイルミネーションだけじゃなく、これから活性化事業については、我々のほうからも働きかけをしますし、その一方でそういった民間の皆さんがみなと公園を一つのそういう、例えば事業者だったらそこを展示場とかPRの場と、そういったことも促すような、そういうようなこちらのほうからも営業活動的なことも併せて、やはり私の中ではもちろん提案はしますが、あくまでもこれからのこういった事業というのは行政が積極的にお膳立てするのではなく、民間の皆さんと協働してイベントに関してやっていくというふうに思っていますので、そういったお話しの中で我々も積極的に意見なりアイデアを述べさせていただきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） それで笠松町のプロモーション協会というのもありますので、そういった団体も使いながら、笠松町としてこういうふうなことをやっていきたいという思いを伝えて、一緒になって展開する、こういったことも必要かなということも思いますので、その辺は検討していただきたいと思います。

次に、マイナンバーカードの取得の件ですが、この件について質問させていただきます。

非常に町長が答弁されたように、職員の方は大変な苦勞をされていると思うんです。時間外もやっている。取得率を上げるということは、これは評価に値することだと思います。いまだに取得されない方はいろんなことを考えて、先ほど来個人情報漏れてしまうんじゃないかというような、そういった思いがあって取得されない方がいらっしやるかもしれませんが、現在の6割強の方が、7割近くの方が申請をされたというふうに答弁されたんですけども、年齢層といえますか、町民全部が対象ですのでゼロ歳児から高齢者、何歳までか、100歳以上の方

もいらっしゃる、そこまでは対象になるんですけれども、こういった年齢層が取得されない方が多いのか、その辺の分析はされていますか。

○議長（川島功士君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） では、年齢層はというお尋ねですけれども、おおむねそんなに変わるわけではないんですけれども、やはりゼロ歳から5歳未満だとか90歳代とか、この辺りは50%は切っている状況でございます。ほかの年齢層は60前後で推移しております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 今の答弁だと、ごり押ししても無理かなというのがあるわけですが、でも将来的に例えばゼロ歳から5歳までの子供たちだって10年たてば10歳や15歳になっていくわけですね。その時点で国が強制的にやるとなったら取らざるを得なくなってくるというふうに思いますので、その辺のPRもしていただきたいな。ましてや、今、今月中に申請すれば2万ポイントがもらえるんですけれども、来月になったらもらえませんので、その辺も含めて、あと半月ぐらいしかないんですが、PRしていただけんかなということを思います。

それで、今回この質問で私が一番懸念したのが交付税算入なんですね。笠松町の財源から言うと、交付税というのはかなり大きなウエートを占めている。10億円ぐらい年もらっているわけですのでありがたい話なんですけれども、これが取得率が算定に加味されてくるとなると、やっぱりもらえるものはたくさんもらったほうがいいと、これは町長も同じ考え方だと思うんですね。もらうためにはどうしたらいいのかと、取得率を上げるにはどうしたらいいのかということが一番問題なんですけれども、個人情報漏えいとかということがあるんですけれども、こういうことはないですよということもやっぱりPRしていかないかなのかなということも思いますし、保険証でも今紙ベースの保険証なんですけれども、このカードに入れて、このカードで保険証になるわけですが、こういったことも将来的には保険証の紙がなくなるよということも町としては伝えていらっしゃると思うんですけれども、これ以上にそういったことも訴えていく必要があるのかなということも思います。そういったことで、交付税がより多くもらえるように努力していただきたいと思いますが、これについての町長の考え方は。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 我々も職員の踏ん張りもあって、先ほど来お話しさせていただきましたように県内で5位、岐阜圏域ではトップの交付率を、また申請率を達しておるところもありますが、確かに交付税算入は非常に我々にとってメリットなんです、一方でもう一つ大事なのがマイナンバーカードというのはこれからの次世代DXの大きな基礎になると思います。私の中では、やはりDXというのはこれから民間では既に当たり前で、行政、特に基礎自治体は二歩も三歩も遅れているような状況を何とかDXを推進し、住民の皆さんの利便性の向上とともに

に行政の効率化を図っていきたいというふうに考えております。

こうした中、先般十六カードとも連携させていただいて、窓口でもキャッシュレスができるよというような取組を一生懸命させていただいておりますので、ぜひともマイナンバーカード、これから国の仕組みはまだちょっと具体的に見えてきませんが、マイナンバーカードは活用するケースがどんどん増えてくると思いますので、そういった意味においてもマイナンバーカードの普及率を上げていくのは大きな課題ではないかと思っております。

ただ、我々は今本当にやることは全てやっているつもりであります。ですので、議員の皆さんからもまだこういった手があるよとか、あるいは皆さん方がマイナンバーカードの普及のPR、例えばお知り合いの方、御近所の方、まだ申請されていない方がいらっしゃいましたら、ぜひとも一言お声がけしていただきますと、1つ2つの積み重ねでございますので、我々のほうからもぜひとも御協力を賜りたいとお願い申し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 私どもも一生懸命やりたいと思っております。実はうちの女房と娘がなかなか行かなんだんですけれども、12月にやらんと2万ポイントもらえんから行けと叱咤激励しまして、せんだって申請に来ました。うちは全員終わりましたけれども、そのぐらいしないとなかなか行かない。メリットをちっとも考えないもんですからね。

そこで最後にちょっと質問させていただきますけれども、先ほど1回目に言ったメリットとデメリットの件なんですけど、コンビニでマイナンバーカードで住民票が取れるという制度です。今県内の42市町村のうち26の自治体がそれを導入していると。町長が答弁されたように導入すると2,000万円かかると。ランニングコストも年間550万円かかると。それが5年でまたサーバーを換えないかんというようなことで、高額な経費がかかるということなんですけれども、そうすることによって例えば先ほども私言いましたように職員の負担が軽減できる。例えば今両支所にいるんなものを取れるんですけれども、これのファクス機能が町長言われたようにファクス機能がなくなっていくということも言われているんですね。そうしますと両支所でやっているものはやれなくなってくるということも将来的に考えなきゃいかん。このマイナンバーカードでそういったものがコンビニで取れるということになると、2,000万円が高いのか安いのかということも想定しなきゃいかんし、それから今両サイドでやっている職員も、本当に職員が必要なのか。例えば会計年度任用職員で対応できないのか、そういった人件費のことも含めて検討する必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 確かに現時点においてコンビニ交付というのは非常に利便性が高いと感じられている方もいらっしゃるかもしれませんが、先ほど申し上げたように、今DXは過渡期

であります。コンビニ交付は私の記憶で始まったのはもう5年か6年、10年近く前だと思います。ここで参入してもDXの進捗状況によっては、コンビニ交付がそれこそ2年・3年後にはなくなって、マイナンバーカードで御自宅から出せる、あるいは今の住民票という紙ベースのものがなくなる。実際ワクチン証明書などは今スマホで皆さん提示されていると思います。非常に今の時代は過渡期ですので、私の中ではDXに関しましては今あることを、やっていることを追いかけるんじゃなく二歩三歩先に進んで、ほかの市町村が追いかけてもらえるような環境をつくることのほうが費用対効果的にも見て、また職員の負担軽減も考えて、逆に何かメリットがあるのではないかというふうに考えておりますので、またそこら辺りは職員や、あるいはこういった県のそういうDX推進の方々や、あるいは民間のそういうICT関係の事業者の皆さんともしっかりと調査、研究を進めながら、笠松町はDX先進地だねと言われるぐらいに前向きに進めていきたいと思っておりますので、御理解していただきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） いろいろなところと研究しながら、笠松町にとってよりメリットの大きいように検討していただくことを要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 次に、3番 高橋伸治議員の質問を許します。

○3番（高橋伸治君） 改めまして、おはようございます。

議長さんからのお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして質問させていただきます。

1点目は、防災、内水氾濫について質問させていただきます。

昨年8月の大洪水は犬山頭首工の観測によりますと、約50年ぶりの大洪水で、毎秒1万1,000トン上回るものでした。皆様も御承知のとおり、その大洪水によりまして、我が町のみならず公園は大水をかぶり汚泥が堆積し、その撤去に約1,000万円を要しました。それが今年はどうでしょう。犬山頭首工での水量を見てみますと、今年毎秒3,000トンクラスが3回あっただけで、木曾川は非常に穏やかな1年となりました。一方、台風14号は上陸前、9月17日の中心気圧は910ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は55メートル、最大瞬間風速は75メートルで、これは1934年に911ヘクトパスカルで高知県に上陸した室戸台風匹敵するものでございました。しかし、9月18日、九州に935ヘクトパスカルで上陸し、日本列島を縦断し、9月20日、日本の東で温帯低気圧となりました。また、8月23日の台風15号は雨台風として接近をしましたが、上陸はしませんでした。そのとき岐阜市での時間雨量は最大85ミリ、笠松での時間雨量は最大50ミリにとどまりました。岐阜市の時間雨量85ミリのときは境川の堤防を超えて居住地に水が流れ込み、床下浸水が発生をいたしました。我が笠松町の状況はバケツをひっくり返したような最大50ミリの時間雨量でしたが、四、五時間の雨が降り続き、夕方には雨が上

がりました。しかし、松枝地域にある運動公園の西を流れる松枝排水路と田んぼの水面がほぼ道路面と等しく、今後一、二時間雨が降り続けば床下浸水が広い地域で発生することが容易に想像がつく状況にありました。このように木曾川には大きな水量がなくても、都市化、混住化した笠松町周辺での地降りにより排水路や目の前の用水路が大量の雨水排水により急速に水位が上昇し、内水氾濫に近い将来起こることが想定されます。

そこで、このような内水氾濫について、どのように考えておられるのか。また、起きた場合はどのように対応されようとしているのか、町長さんのお考えをお尋ねいたします。

次に、不燃ごみの搬出方法のうち、傘の搬出方法について質問させていただきます。

傘は二、三歳で人気キャラクターの傘を持ち始め、小学校に入学する時点で多くの子供が傘を買い換え、小学校高学年になると一回り大きな傘に買い換え、そして中学生、高校生、大学生、社会人と成長に伴いまして傘を買い換え、種類も増えていくのが通常のパターンだと思います。私も孫が小学校に入学し最近知ったのですが、男女を問わず熱中症予防のため、特に下校時に日傘を差す児童が多いと知りました。

前置きはこの程度にいたしまして、皆様の家には何本の傘をお持ちでしょうか。我が家の場合、大人4人、子供2人の6人世帯ですが、3歳の孫が1本、6歳の小学生は幼稚園で買った傘1本、小学校の入学時に買った傘と日傘の2本、計3本でございます。一方、大人の状況ですが、よそ行きの傘、日常の傘、日傘、外出時急に雨などで買ったビニールの傘、旅行用に買った折り畳み傘、引き出物でもらった傘、折り畳みの傘など、我が家では6人家族で30本以上、1人当たり5本の傘ですが、になることとなります。このような状況は単身アパートで暮らす状況でも大きく変化することはないと思います。

このような状況を踏まえて、笠松町のごみの搬出方法を照らして見ますと、傘はリサイクルに指定されておらず、透明なビニール袋5枚1,000円を使用して搬出するか、独自で自己搬入施設に持ち込むか、業者に収集を依頼し代金を支払う方法になります。現在、笠松町ではリサイクルごみ回収日に不燃ごみも同一場所に持ち込むことになっております。ビニール袋から一部がはみ出した状態のものが度々見かけます。しかし、シールを貼ることなく全て回収されているのが現状であります。笠松町全体で見ても、我が家同様であると考えれば、人口2万人と仮定すると、大人用の傘、現状を変更しないと袋に入らないもの、少なくとも1人3本とすると6万本の傘があることとなります。それがいずれ排出されることになるわけがあります。これを全て袋に入れるよう傘の現状を変更させるのが町の指導方針、搬出方法だと思います。私は理解しますが、現実的ではないと思います。指導はするが、袋から一部はみ出しても今後も回収されるのであれば誰もきつい思いはしないと思います。

そこで私の提案ですが、袋から一部出ても搬出オーケーとすること、さらには月2回あるリサイクル当番の日には当番の人が何人も見えますので、袋を使用しないで傘1本でも持参

し、当番の人に手渡しをし、当番の方にまとめてひもで縛ってもらう方法は取れないものか、町長さんの前向きな答弁をお願いして1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

○議長（川島功士君） 一般質問の途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 高橋伸治議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 高橋議員さんからの質問に対する答弁をさせていただきたいと思います。

まずは内水氾濫についてでございます。

議員御指摘のとおり、大雨時木曾川において大きな水量がなくても町内では道路冠水等が発生しており、地域によっては床下浸水も懸念される状況が近年多く見られるようになっております。その要因としましては、短時間の大雨や市街化が進んだことによる遊水地の減少が上げられます。また、議員の説明にもありましたように、松枝地域の排水路につきましては、用排兼用の水路が多く、梅雨時期になりますと6月から9月の期間は田んぼへの水を導入するために水路の末端に制水板が設置されますので、短時間豪雨が重なりますと一気に水位が上昇し、浸水の頻度はますます高くなってきております。他市町におきましても、近年の突発的な集中豪雨に対する浸水対策には事業期間及び費用面においても苦慮していると聞いております。

そのような中で町といたしましては、住宅等開発申請受付時での適切な雨水排除の指導や雨水の速やかな防除を図るための側溝清掃の実施、また浸水実績が高い危険箇所については、雨水集積ますを設置するなど柔軟性をもって対応しており、さらには羽島用土地改良区と連携して用排水路のしゅんせつなどを実施しているところであります。また、今年度、松枝地域の雨水等の最終排水先であります逆川において、岐阜県による逆川流域排水対策事業は前倒しして実施されることに対し、今回の補正予算にて負担金を計上させていただいているところでもあります。今後も笠松町内の雨水被害を未然に防ぐために、河川維持管理の強化と併せて羽島用土地改良区、農事改良組合、近隣市町、町内会などといった関係機関と費用負担も含めて調整、協議を図っていきたいと考えております。

また、内水氾濫が起きた場合の対応についてであります。情報収集を行うとともに、その情報を迅速に町民の皆様にお伝えし、命を守る行動を取っていただきたいと思います。また、浸水被害に対する対応、復旧などにつきましては、国や県などの関係機関や土木協会や応援協定締結事業者などと連携、協力し、可及的速やかに実施してまいります。

2番目の御質問、不燃ごみの搬出、特に傘の搬出方法についてのお尋ねでございますが、当町における不燃ごみとしての傘の出し方につきましては、そのほかの長いごみと同様に町指定の不燃ごみ袋からはみ出さないよう切断や折り曲げて小さく加工してから袋の口を縛り、町内の集積所に搬出していただいております。袋からはみ出しはルール違反として周知しております。しかしながら、議員の御指摘のとおり傘は老若男女問わずどなたでも持っているものでもあり、折り曲げなど加工時に危険を伴う場合がありますので、唯一の例外として傘だけは袋の口が縛ってあればはみ出しているでも搬出可能であるとのルールに変更していきたいと考えております。このルール変更の検討の際には、近隣の自治体でも同様の搬出方法で問題なく実施していること、また集積所での当番への負担も増やさない方法であることなどから、このルール変更を進めるに至っております。

なお、傘のみの例外なルールには周知期間も必要でありますので、令和5年度からの変更に向け進めていきたいと考えております。昨年10月からのごみの有料化、搬出方法の見直しを開始し1年が経過し、住民の皆様にも現在のルールに慣れてきたところでもあります。今後も御意見や御要望も受け、対応できる部分については議員の皆様とも協議しながら適時柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上であります。

[3番議員挙手]

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 再質問させていただきます。

まず内水氾濫についてということで、今答弁がございましたように、そんな大げさなといいますが、川が氾濫して水がついたという、そんな大げさじゃなくて実際に雨が降っておって、その雨音に気を取られている間に自然と静かに床下になるというような状態でございますので、そういうのは実際に松枝排水路のほうから逆流をして、静かに道路が冠水してくるという。ほとんどの人が気づかない状態で、気がついたら床下になっていたというのが非常に多いなと思います。どうしてそう心配しているかといいますと、現在建売り等で建てておられる基礎ですね、全面コンクリートになっているわけです。それで床下に水がつかるということは、普通のところは水が引いても水が引かない状態、床下に水がたまったまま、簡単にいうとプールの浅いのあるというような状態になりますので、答弁がございましたが、非常に急ですけど協定業者と可及的速やかにやるとか、そんな状態ではないと思うんですよね。命を守る、そんな大げさなことじゃないと思います。水は知らないうちにつかって、知らないうちに下がっているというような状態ですので、実際にそういう状態を解消するにはもう少し町内会とか地元のところを活用する方法はどうかということ、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員のおっしゃっているように、町内会と土地改良区の皆さん、農事改

良組合、そういった皆さんと現場を、特に危険箇所がある場合はそこを全体的なものとする、それそれぞれ併せて考えていかなければいけないと思っています。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） これは質問ではないんですけれども、先ほどの町長さんの答弁の中で羽島用水土地改良区というような言葉がございましたので、現在私が理事長を仰せつかっておりますので、ちょっと一言申し上げておきたいと思います。

現在の羽島用水におきましては、排水機が14基実際にあるわけですが、これは昭和30年代に設置をされたものということで、その当時の規模が大きくなっているわけではございません。周りが都市化されてきておりますので、当然能力的には足りないという状況でございます。私がおの理事長になりましてから台風の少なくとも1日前にはパイプラインの取水、犬山の頭首工のほうを止めまして、パイプラインを空にして、そこから排水をするというような形、空振り覚悟でやるようにしていますので、これは町と一緒にございまして、排水対策に協力してくれるということを申し添えておきます。

それでは、次に傘につきましての再質問をさせていただきます。

先ほど答弁ございましたように、唯一例外を認めていただき、来年度から実施をいただけるということにつきまして感謝を申し上げたいと思います。

なぜかといいますと、黄色のごみ袋、可燃ごみですね、通常の家庭で出されるものにつきましては、全世帯の方が多分その袋は購入されておると思いますが、不燃ごみの袋、これは実際のくらい売れているか分かりませんが、多分50%行ってないんじゃないかなというような気がするわけです。ですので、結局不燃ごみの袋で傘を出すというのは現実的ではないと、指導してもなかなかそれについていけないというような実態ではないかなと思います。これは私見にもなりますが、傘そのものはリサイクルの指定をされていないということでございまして、リサイクルは多分最終的にはされると思うんです。傘は傘でされると思うんですけれども、そういうようなときに実際に先ほど言いました当番の人に手を煩わせないようにしておることなんです、そういうようなまとめて1か所を縛るだけでいいので、そういうような形にしたほうが業者も積み込む場合、あるいはどこかストックする場合でも便利じゃないかなということでこれは提案したわけですが、そこら辺りどのように考えておられるか、ちょっとお尋ねします。

○議長（川島功士君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

今、高橋議員さんが言われましたように、傘につきましては資源ごみではございませんので、出していただく方法としましては粗大ごみか不燃ごみのどちらか、現在有料で不燃ごみと粗大

ごみは回収させていただいておりますので、傘だけ別に縛ってステーションに出すということになりますと、そこが有料の不燃ごみというふうにはならなくなってしまふということがありますので、粗大ごみか不燃ごみに出していただく。今回その不燃ごみの袋のはみ出した場合でも例外で認めさせていただいたということで、検討した結果、そのようにルール変更させていただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 3番 高橋伸治議員。

○3番（高橋伸治君） 苦しい答弁といますか、いただきましてありがとうございます。

要は町が指定しておる不燃ごみ用の袋を使って出してくださいと、そういうふうで理解はさせていただきました。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（川島功士君） 2番 關谷樹弘議員の質問を許します。

○2番（關谷樹弘君） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回は、1つ目は障害児福祉手当について、2つ目は笠松みなと公園の整備について、3つ目は笠松町運動公園の整備について、4つ目は笠松春まつりについて、5つ目は町内で執行される選挙での期日前投票所の増設について、以上の5点につきまして質問させていただきたいと思っております。

1つ目の質問は、障害児福祉手当についてです。

現在、二十歳未満で精神、身体に重度の障がいのある児童の福祉の増進を図るため、児童を養育されている方に月額3,000円の重度心身障害児福祉手当が支給されています。これはかつて国にて行われていた助成で、その後廃止されたところ、笠松町独自で給付されているとお聞きしました。これにつきましては、当該の方たちからは支給のおかげで介護用品などが購入できていますと感謝の言葉をいただいております。誠にありがとうございます。これに対し、中度・軽度の障がいをお持ちの方の場合、助成が少しずつ減額または廃止となっており、介護に対する負担はある程度までは同じようにあるのですが、この重度心身障害児福祉手当のようなものは支給されていないとのことです。

そこで、町長にお尋ねします。障がい児への助成制度は障がいの度合いで複雑に制度化されており、また笠松町独自で支給していただくとなると財政的に厳しいのは承知しておりますが、さきの重度心身障害児福祉手当と同等の支給を中度・軽度の障がいをお持ちの方のお声を聞いていただき、対象者に広げていただけないでしょうか。子育てしやすいまちづくりや保護者の負担を軽減する観点からも、ぜひ御検討いただけたらと思っております。この点につきまして、町長のお考えをお聞かせください。

2つ目の質問、笠松みなと公園の整備について。

先日、議会で岡崎市を視察しました際に撮影した写真を一般質問の資料として提供したいと思いますが、議長の許可をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（川島功土君） ただいま關谷樹弘議員から資料の配付の申出がありましたので許可いたします。

書記をして資料を配付いたさせます。

〔資料配付〕

資料の配付漏れはありませんか。

〔「はい」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

一般質問を続けてください。

○2番（關谷樹弘君） まず、資料を御覧ください。

写真1のように河川敷は至ってシンプルで、この乙川でも年に数回増水するとのこと。河川敷に設置されている常夜灯はつくしと呼ばれており、増水時は河川敷が90センチほどつくしの高さまで水没するとのことですが、設置物が最小限となっており、1週間ほどで復旧できるとのことです。

そこで町長にお尋ねします。笠松町ではみなと公園のせせらぎ水路など、近年の増水傾向の中では今後毎年のように起こる水害に対処するために、最下段では遊び場などを少なくして徹底してシンプルにするとよいのではないのでしょうか。復旧に係る費用を極力抑え、その分を笠松、松枝、下羽栗にある公園やグラウンドの整備に充てていただいたほうがよいと思います。この点につきまして、町長のお考えをお聞かせください。

3つ目の質問は、笠松町運動公園の整備についてです。

これは3年ほど前から同公園を利用されている保護者や子供たちからいただいている御意見で、1つ目は夏場は子供がぬれてもよいので水が出て遊べる空間が欲しい、2つ目、5月頃から直射日光が強くなるが木陰が少なく暑くて遊べない、もっと木陰をつくってほしい、3つ目、運動公園は西にグラウンド、東に子供たちの遊び場や芝生広場があるが、公園内にある遊歩道に休憩できる椅子を設置してほしいなどをいただいております。1の遊び場も、先日伺った岡崎市の籠田公園では、資料の写真2にありますようにテラスを造り、暑い季節も快適に過ごせるようになっており、サークル活動が行われていました。また、写真3のように水が出て子供たちが遊べるゾーンもあり、まさに憩いの場と思える公園でした。

そこで、町長にお尋ねします。笠松町運動公園は設置や整備にいろいろと制約があるかと思いますが、いま一度皆さんがより便利に利用できるよう改修を御検討いただけますでしょうか。先日も小春日和の中、大勢の園児の皆さんが来ておられ、とても楽しそうに遊んでいらっしゃいました。その姿を1年を通して見られるような、かさまるくんの滑り台のある公園は楽しい

ねと言っていたような施設に毎年アップデートしていただければと思います。この点につきまして、町長のお考えをお聞かせください。

4つ目の質問になります。笠松町では毎年4月に開催される笠松春まつりでは、みこしの出番が決まっているものの、担ぎ手の募集や運営のほとんどが町内会任せとなっており、年々町内会は大きいサイズを諦め小さいサイズのみこしを担ごうとか、足りなければ他の市町の団体やグループに声かけをして集めているとお聞きしています。本来は近隣の町内会に協力を依頼してもよさそうですが、みこしは自分たちの町内会で出すことを意識されるあまり、現実として頼みづらいなどの問題点もあるようです。お奴なども再開できる形を見だし、保存や参加する地元の皆さんの技能伝承もあり、新型コロナ禍で3年ほど行われておらず、このままでは文化が廃れてしまうのではないかと危惧されています。政教分離の観点から、笠松町が神社や祭りの在り方に口出しできないのは重々承知しておりますが、もう待たなしのところまで来ているのではないのでしょうか。

そこで、町長にお尋ねします。町内ごとのみこしをブロック制にして、当番町内を皆さんで応援する。または町プロモーション協会が窓口となり、担ぎ手を近隣市町はじめ全国から募集してはいかがでしょうか。担ぎに来ていただくのは一種のボランティアですので、災害時などに全国からボランティアに集まっていただき、その方たちを必要な場所へ、お祭りと言うと当番の町内へ担ぎ手を割り振るなどされればみこしも出せるのではないのでしょうか。また、この手法を確立して、笠松に新たな観光の需要を喚起してはいかがでしょうか。この点につきまして、町長のお考えをお聞かせください。

最後の質問となりますが、選挙での期日前投票所について質問させていただきます。

現在、選挙における投票所は笠松、松枝、下羽栗の各地区に1か所ずつ、計3か所、期日前投票の期間は笠松地区の1か所のみとなっております。お配りしました資料の下半分を御覧ください。令和2年3月に執行されました笠松町議会議員選挙の笠松町議会議員選挙投票状況調べによりますと、第1投票区は主に笠松地区、地区内の投票行動は当日投票者63%に対し期日前投票37%、第2投票区、主に松枝地区は当日投票者82%、期日前投票18%、第3投票区、主に下羽栗地区は当日投票者83%、期日前投票17%となっており、期日前に投票される松枝地区と下羽栗地区の方の割合は地区の投票者の20%以下、笠松地区の半分以下にとどまっています。また、全体の投票率も第1投票区の53.57%に対し、第2投票区42.25%、第3投票区44.20%と10ポイント近く差が開いています。

期日前投票が投票日当日に仕事や家庭の事情で投票できない方のために設けられているかとは思いますが、さきの投票率が10ポイント近く開いていることからしますと、期日前投票の投票所である笠松町役場がお住まいのところから遠いと感じていらっしゃる方が多いことが原因の一つではないかと思われます。現に第1投票区の方では役場が近いから期日前投票で、中央

公民館が近いから投票日当日にとのお声も聞かれています。

そこで、町長にお伺いします。選挙が有権者の方にとってより参加しやすい環境をつくるため、笠松町が役場を中心に考えると東と南にそれぞれ6キロに満たず、山や川があるわけではありませんが、諸条件をいま一度見直していただき、期日前投票の投票所を3つの投票区それぞれに設けていただくというのはいかがでしょうか。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 2番 關谷樹弘議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 關谷議員さんからの質問に対してお答え申し上げます。幾つかございますので、1つずつ申し上げます。

まず、障害児福祉手当についてでございますが、重度心身障害児福祉手当増額の御要望については本年第3回定例会の決算勉強会、さらには本会議において、今回同様お尋ね、御要望をいただいております。その際に制度の内容や課題について、既に御説明申し上げているところでございますので、詳細についてはあえて省かせていただきます。そのときに今後の金額については検討する部分として認識していることも答弁させていただいております。金額の変遷につきましては、昭和56年に引き上げられて以降、改正されていません。そのため金額については物価スライドを考慮する必要は感じているものの、その引上げ財源確保も検討しなければならず、その際制度を見直しする方向で検討する旨お答えし、再質問もなく御了承を得たと思っております。そのため現在この考えの下、当福祉手当額の改正などについて検討しており、他の障害給付制度と併給調整しながら、中度の対象の方に手厚くなるような制度設計を行っております。ただし、御質問の中では中度・軽度の障がいも介護に対する負担は同じようになるとされていますが、知的障害者を例に挙げれば、中度とされるB1の方と軽度とされるB2の方の介護が同じとは考えにくいと、対象を軽度にまで拡大することは考えておりません。もちろん軽度の方でも利用できる制度はございますので、引き続き周知に努めてまいります。重度心身障害児福祉手当条例の改正につきましては、3月定例会に提案できるよう進めているところであります。

続きまして、みなと公園の整備についてでございます。みなと公園につきましては、木曾川の増水による被害が増加傾向にあり、園内全体の維持管理に合わせて増水後の復旧が課題となっております。また、河川管理者である国土交通省からも増水時の公園施設の管理や対応について、万全の対策を講じるよう指導されております。そのような中で、最下段にありますせせらぎ水路につきましては、6月議会の一般質問で高橋議員より、せせらぎ水路の維持管理方法についての御質問をいただき、そこで答弁いたしましたように、今後せせらぎ水路に土砂が堆積いたしましても費用をかけて清掃を行わないよう考えております。ただし、園路につつまし

ては公園の利用者の安全性、利便性を最優先に考え、清掃作業を行っていきたいと考えております。みなと公園内の施設の在り方について、河川区域内であることを再認識し、増水後の速やかな復旧、開放ができるよう今後の再編などについて増水時の対応及び安定した維持管理が確保できる点を重視し、また議会の皆様や利用者の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、笠松運動公園の整備についてであります。運動公園の施設は、主に多目的グラウンド、芝生広場及び遊具広場で、定期的な遊具の安全点検は実施しておりますが、みなと公園のように警備員が常駐して管理している公園ではありませんので、水が出て遊べる空間の設置については、第一に維持管理及び運用方法が課題となりますし、水を使うことで安全面や衛生面も考慮しなければなりません。以上のことを鑑み、運動公園内に水が出て遊べる空間を設置する考えはございませんが、同様の遊び場所としては笠松みなと公園にじゃぶじゃぶ池があります。笠松みなと公園は木曾川の河川敷を利用した水に親しんで遊ぶことができる公園でありますし、運動公園は文字どおりグラウンドや広場、遊具で大いに体を動かして運動していただく公園、また下羽栗にあるトンボ天国は豊かな自然を満喫しながら散策できるビオトープとして、笠松町内にはそれぞれに特色のある利用目的に応じて楽しんでいただけるスポットがございます。各地域にある公園のコンセプトを明確にししながら、目的に応じて区別して使っていただけるようPRを進め、笠松町全体のさらなる魅力発信につなげていきたいと考えております。

運動公園について、木陰をつくってほしいという御要望に対してであります。木陰につきましては今年度改修いたしましたかさまる広場の北側にあります既存のパーゴラによしずを設置するなど、簡易的ではありますが、夏場の暑さ対策の一環として整備いたしました。今後も木陰並びにベンチの増設と併せて多目的グラウンド、芝生広場、遊具広場の3つのゾーンに支障とならないよう、また安全性、利便性を考慮した効果的な箇所を設置できるよう努めてまいります。これからもよい公園となるよう適切な維持管理に努めるとともに、公園利用者のニーズに適切に対応してまいりたいと考えております。

4点目の笠松春まつりのみこしの件でございますが、笠松地区においては出番町内が神社に奉祝しており、笠松地区町内会の祭事、地区行事として行っているものと認識しております。また、松枝、下羽栗地区においては町内会ごとの判断により子ども会などと協力し、おのおので実施しているところであります。議員の言われるブロック制については、子ども会の活動ブロック、町内会の地区別ブロックでの再編を検討した経緯もありますが、実現しなかったと聞き及んでいます。いずれにいたしましても、笠松春まつりのみこし自体の維持、運営につきましては、祭事である面が強く、議員が言われるように政教分離の観点から町が積極的に介入する性格のものではなく、町内会などの地域が主体的に行うものであると考えております。しか

しながら、地域振興、伝統の継承などの観点から支援していく考えでもあります。

続きまして、期日前投票所増設についての御提案でございますが、最後の御質問の期日前投票所の増設につきましては、現在は役場ロビーで午前8時30分から午後8時まで実施しております。期日前投票所の開設には、投票管理者1名、投票立会人2名に加え、事務従事者数名の交代で実施しており、投票立会人の選任や限られた職員数での執行について大変苦慮しているところであり、増設するとなると人員の確保は課題となります。また、公職選挙法では期日前投票所の設置は、人口、地勢、交通などの事情を考慮して設置するよう定められており、県内の他市町とも比較いたしましても笠松町は狭い区域に期日前投票所があり、かつ1時間に1本の巡回町民バスなども運行していることから、現在のところはこのままの形態で執行されるものと思われまます。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 2番 關谷樹弘議員。

○2番（關谷樹弘君） 質問に対し御答弁いただきまして、ありがとうございました。

再質問というわけではないんですけど、いただきました御答弁からまた再度お願いという形でお伝えさせていただきたいと思ひます。

質問1の障害福祉につきましては、働くお母さん、保護者がいろいろ制限されたり、周りからは見えにくい部分があったりして、結構不安に思っている方が多いと思ひますので、またそういった方の御意見を聞いていただけるような機会を、既にあるかと思ひんですけど、またつくっていただくとありがたいと思ひます。

また、2番と3番の公園についてなんですけど、それぞれ御答弁いただきましたように、みなと公園と運動公園と、また下羽栗のところそれぞれにテーマがあり、それをまたより皆さんに周知していただいて御利用していただければ、また住みよい町とか子育てしやすい町とか、それこそ子供たちがそうやって喜ぶのであれば、母になるなら笠松町だと思ひただけかと思ひますので、またそういった形で年々アップグレードしていただいて、同じものも5年10年続くと大抵飽きてしまったり景色に溶け込んでしまうと思ひますので、また皆さんからそういうふうで御意見いただける機会をつくっていただいて、どんどんアップデートしていただければと思ひます。

また、お祭りに関してなんですけど、やはり各町内会の役員の皆様が来年はどうするんだとか再来年はうちだとか、皆さん本当に苦慮されていると思ひますので、また町プロモーション協会となるとそこでまた町の組織になってしまうので、政教分離の観点から難しいと思ひんですけど、特にお奴の方も伝統の伝承とかで、3年4年やらないと当時やった子が中学校に上がってしまつて、今の子どもたちが中学年、高学年になっていってしまうとかいうふうで、また新たに全てを教えるというのは大変なことになってくるとお聞きしていますので、なるべ

く早めに、できれば来年から再開できるのであれば、既にどんな感じでまたタイムスケジュールとかも組んでいただいて、祭りに向けて動いていただけると助かると思います。

一応、こういうふうで再質問はなしですけど、また今後ともよろしくお願いします。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員の質問を許します。

○6番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

病児・病後児保育について質問させていただきます。

病児・病後児保育事業は、女性も安心して仕事に邁進できるよう、仕事と子育てを両立させる取組としてスタートしました。子供が小さい頃は体調を頻繁に崩しやすく、保育園を休むことが多くなってしまふことで、仕事に大きな影響を及ぼしてしまうこともあります。子育てと仕事を両立するためには子供の体調不良と仕事への影響は切実な悩みになっていると思います。

このような悩みを抱えて働く親の精神的負担を軽減してくれるのも病児・病後児保育事業であります。病児・病後児保育は、乳幼児から小学校3年生までの児童が病気または病気の回復期にあり、保護者の仕事などにより家庭での育児や看護が困難な場合に受入れを行うものであります。自治体や施設のみでなく、病院や医療法人が運営するものや保育園やNPO法人が行うものなど、事業の形は様々であります。事業に携わるスタッフは看護師や保育士が行い、安心して子供を預けることができます。

笠松町では病気の回復期にある児童を一時的に保育する病後児保育を長池にある福祉健康センターで行っています。事前に登録申込みの手続きを行い、利用料は1人1日2,000円で、平日の午前8時30分から午後5時15分まで利用することができます。病気の児童を保育する病児保育については、笠松町は岐阜市、羽島市、各務原市、岐南町と協定を結び、町外にある保育施設で受け入れてもらうこととなります。実際12年前は当町には病児・病後児保育はありませんでした。自分の経験を振り返ってみますと、子供は多いときに月に一、二回扁桃腺で発熱し、回復するのに4日はかかります。病院で点滴を1時間ぐらいかけて受けます。そして、座薬と薬をもらい、完全に治るのは5日目ぐらいです。そのうちの3日、4日は点滴に通い、病院へ行くこと自体へとへとになりました。最近は高齢出産の方も多いですし、母親の体力も限界になります。私が聞いた話では、新幹線に乗って遠くに見える実家の母親を呼び助けを求めた方もいるそうです。私の場合は産休もなかったですが、近くに実家もありますし、姑さんも見えて会議のあるときを見てもらうことができたので何とかこなしていましたが、当時は綱渡り状態でした。また、特に未満児の子供を年子で育児されている方はとても大変でストレスがたまるだろうし、近くに頼ることができない方は児童虐待、児童放棄の問題に発展するおそれもあり、病児・病後児保育の充実は大変重要だと思います。

少子高齢化が進む中で、平成27年9月に設立した女性活躍推進法により、女性の個性と能力

が十分に発揮された豊かで活力ある社会の実現が一層求められるようになり、仕事と家庭の両立の必要性がますます高まっており、今後も保育サービスや各種子育て支援事業のさらなる充実が求められています。

そこで、町長さんにお尋ねいたします。小さな子供を持つ親が働きやすく子育てしやすい社会環境の整備の一つとして、笠松町内で病児保育を行う体制をつくっていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

先日、看護師の資格をお持ちの町内の方から、病児保育についての相談を受けました。その方は看護師や保育士の資格を持った人が協力してマンパワーを提供することができるため、何とか病院や保育所、施設などと協力、連携して病児保育や小規模保育所を笠松町につくることのできないだろうかとおっしゃいました。町が間を取り持って連携していくシステムができればよいと思います。

そこで、町長にお尋ねいたします。笠松中央公民館は利用制限の緩和や活用用途の拡大に向けて運営方法の見直しを検討していると11月号の広報に掲載されていましたので、看護師や保育士の方のマンパワーを生かせる場所として、例えば公民館にある部屋を貸し出して一時保育ができるといったことも考えられないかと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（川島功士君） 一般質問の途中ですが、1時30分まで休憩をします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

○議長（川島功士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

6番 田島清美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 田島議員さんからの病児・病後児保育についての御質問に対する答弁をさせていただきます。

現在、病児保育事業については岐阜市、羽島市、各務原市、岐南町の施設にて受入れをいただいているところであり、また病後児保育事業については福祉健康センターにおいて実施しているところでもあります。今後より一層安心して子育てができる環境づくりに進めていくためにも、町内における病児保育の実施が必要だと考えており、また先月開催しました町子ども・子育て会議委員さんとの情報交換会においても、町内の医療機関と連携して病児保育を実施していくことが望ましいとの意見があったところでもあります。このようなことから、今後保護者が安心して預けることができる病児保育体制づくりについて、町内医療機関と協議、検討してまいります。

看護師、保育士の方のマンパワーを生かせる場所についてのお尋ねであります。病児保育事業の実施については、国において実施要綱が定められておりますので、その実施場所や職員の配置要件について説明させていただきます。

実施場所につきましては、病院、診療所、保育所などに付設された専用スペース、または事業のための専用施設であること、また職員の配置につきましては病児看護の担当する看護師などを利用児童約10人につき1名以上、病児が安心して過ごせる環境を整えるため、保育士を利用児童約3人につき1名以上配置することとされております。そこで看護師などのマンパワーを生かせる場所として、中央公民館などの活用につきましては国が示している専用スペース等の確保ができないことや、団体への貸出業務を行っており、病児に対する緊急対応をすることが困難であり、活用することはできないと考えております。しかしながら、子育て支援環境の充実を推進していくためには、地域における多様な人材、マンパワーを活用していくことは不可欠だと考えておりますので、今後福祉健康センターでの病後児保育において連携していくなど、行政と地域が一体となった子育て支援体制について検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 前向きな答弁ありがとうございます。

先ほど病児保育の体制については、町内の医療機関と協議、検討していくという御答弁いただいたんですが、笠松町には病院がほかの地域に比べると結構たくさんあると思うんです。保育所なんかでも各地域にあります。今までこの病児保育とかをなかなか進めることができなかったという問題というか要因というのはどういったものがあるのかというのを教えていただきたいということと、またこれまでに笠松町のほうで病児保育や岐阜市、羽島市、岐南町など町外の施設に受け入れてもらった人数なんか分かればちょっと教えていただきたいです。

○議長（川島功士君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） では、まず広域での利用実績ですけれども、昨年、令和3年度の年間の利用実績は岐阜市内で41件、羽島市で1件、岐南町1件の合計43件でございます。今年、令和4年度上半期の利用実績ですけれども、岐阜市内で47件、岐南町で1件、合計48件となっております。

もう一つのお尋ねでありました、今まで町内の機関でできていないという理由なんですけれども、先ほど町長が申しあげましたように、医療機関であれば病児保育ができるというわけではありませぬので、専用のスペースだとか専用のスタッフ、看護師さん、保育士さんなどの人材の確保が必要となります。医療機関としては30を超える機関があるかと思うんですけれども、その中の多くは内科でして、小児科が必要条件ということではありませぬが、小児科の標榜を

出して併記してみえるところを含めても8か所しかございません。さらに小児科の専門医として医師会のホームページで確認しますと1か所で、それも今年度からできたところが1か所ある程度にとどまっております。

町としても町内で病児保育ができればということは前から思っておりましたので、町内で既存で小児科と保育所が設置済みであります病院のほうに平成29年11月に状況確認も含めまして協議を行っております。そのときの協議の内容が、職員さんの院内保育であるため、専門職員の体制だとかスペースの確保が現状では困難であるという御回答で、全く拒否というわけではなく、2年以内をめどに病院さんのほうで検討をされて体制が整う状況に変われば受入れができるのではという、ちょっと可能性のある含みでお答えをいただいていたようです。そのため、少し経過いたしました平成30年8月に進捗状況だとか依頼を兼ねまして確認をしましたところ、保育士さんのほうが退職をされ、その後補充もままならないということで、職員さんの病児保育も利用ができていない状況となって、とても町民だとか広域住民の受入れは困難という回答であったために、ひとまず町内での実施は困難なのかなということで判断をいたしました。町民であっても勤務先は実際のところ岐阜市をはじめ周辺自治体が多いということもありまして、特に岐阜市内での病児保育の実施箇所が拡大され推移をしてくれております。先ほど町長が答弁申し上げましたように、回答から時間も経過し、状況もまた変化している可能性もありますので、再度医療機関に状況確認を含めて依頼をしてまいりたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） ありがとうございます。

岐阜市とか岐南町とか病院があるという、やっぱり48件需要があるということなんで、また本当に笠松に、すぐ近くにあるという、特に行き慣れたところにあるというふうだと、やっぱり預けやすいと思うんで、もっと本当は需要があるんじゃないかなあということも懸念していますので、ぜひまたちょっとその辺のほうを医療機関なんかと相談してよろしく願いしたいと思います。

あと、今度は病後児保育についてなんですけど、ちょっとお聞きしたら、福祉健康センターで1日2,000円でやってみえるというふう聞いて、12年前、私のときはそんなことが全くなかったんで、大分子育て支援にいろいろ考えてみえるんだなというふうには、前よりは進んだなということは大変感謝しているところなんですけど、大体利用のことを聞いたら、まだ1件もないというふう聞いたんですけど、これというのはどういった、笠松にあるのに利用しづらいのか、どういった要因があるのかというのを分かる範囲内でよろしく願います。

○議長（川島功士君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 病後児保育の利用実績がないという、その理由は分析している

かという御質問ですけれども、そもそも病後児という状態というのはもう病気が治っているわけなので、調子がよければ普通に保育園なり幼稚園なり行かれるかなと思ひまして、そんなにもともと需要がないエリアかなと思っておりますので、なくすわけにはいきませんので制度は続けておきますが、理由としてはそういったことかなというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） 需要がないとかという感じで捉えてみえますけれども、やっぱり病気して何日間は病気ですわね。そんなすつと復活するというふうでもないんで、だから病後児保育というのは必要なんじゃないかというふうで福祉健康センターにそういうふうにやってみえるというのを聞いたんですけど、結局そこには保健師さんが見えるんだけれども、保健師さんが何か入っておれば受け入れることができないということ聞いたんですね。いつも何か病後児ですつと行けるなというふうじゃないんですよ。要するに保健師さんが何かいろんなことで忙しければ子供を受け入れることができないという。ただ名目上やっているというのは書いてあるけど、ホームページに。じゃあみんな使おうと思ったときにその保健師さんが忙しければ、要するにそれは断られちゃうというふうなのかなというのを思ったんで、ちょっとどうなのかなというのを聞いてみているんですけど、その辺はどのように考えておみえになりますか。

○議長（川島功士君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 病後児保育の件ですけれども、実際保健師が忙しいからという理由で断った実績はございません。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） さっき町長さんの答弁の中に、子ども・子育て会議というのが行われて、病児保育の話があったというふうに言われていましたね。前向きに考えていかれたいというような答弁だったと思うんですが、この会議というのはどのようなときに開催されて、どういったことでやってみえるのかというのをちょっと教えていただきたいんですけど、社会福祉協議会がやってみえるのか、ちょっと分からないんですけど、そういった会議って結構ありますよね、子育て会議。その会議というのはどういう狙いがあるかやってみえるのか。よろしく願ひします。

○議長（川島功士君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 子ども・子育て会議についての御質問ですけれども、こちらは子ども・子育て会議条例に基づいて町が行っておるもので、基本的には子ども・子育て支援事業計画、こちらをつくる時、それから毎年の進捗管理等を行っておりますので、原則年1回から2回ということで行っております。以上でございます。

[6 番議員挙手]

○議長（川島功士君） 6 番 田島清美議員。

○6 番（田島清美君） 先ほど中央公民館の部屋が実施要件などから利用できないというふうに分かったんですけど、せっかく地域の人材とかマンパワーがあるという状況があるのに、それを町がもうちょっと支援していったら、岐南町にはあるのに、保育園のところでやってみえるというふうなのに、笠松町だって第一保育所とか、真ん中に病児の未満児を受け入れているところもあるし、うちの子もそこへ通っていたんですけど、本当にいい、今いろんところで問題がありますけど、本当に手厚く保育士さんが、そこは本当に保育所に入れてよかったかなと私は思っているんですけど、ちょっと工夫すればできるんじゃないかなと思うんですけど、改めて町長さんのお考えをもう一度お伺いしたいなと思いますのでお願いします。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 最初に答弁させていただいたように、中央公民館がちょっとそういう場所にそぐわないだけであり、実際の福祉健康センターという施設で既にやっておられるわけがありますし、先ほど部長のほうからも説明させていただいたように、さほど需要があるわけではないということで、あえて中央公民館に固執する理由は、環境面とか対応を見ると私には、ごめんなさい、よく理解できないんですが、今ある状況で十分対応はできるものと認識しております。

[6 番議員挙手]

○議長（川島功士君） 6 番 田島清美議員。

○6 番（田島清美君） 古田町長さんのほうにはなかなか耳には入らないんじゃないかなというふうには思うんですけど、やはり私が相談いただいた方は子供さんとの、生まれてから子供さん、未満児までいろいろ出会うことが多くて、やはり姑さんとか実家がない方なんかはどうして笠松町にそういったものがないんだろうというふうで、すごくいろいろ相談される方が多いらしいんですよ。やっぱりそういった意見を私たち笠松町は子育て支援に力を入れているよということをもっとPRしていきたいなと思いますし、やっぱり女性活躍推進の観点とか次世代育成支援の観点からも仕事と子育ての両立、また妊娠、出産、子育て期の支援、子育てしやすい社会環境づくりというのはとても大切になってくるんだと思うんです。

桜町の児童館、立派なのを造っていただきましたよね。やっぱりそこでママさんたちがいろいろ仲間づくりされたり、いろんなイベントとかにも参加されて、とてもいいそういう施設があるんだから、またこういったシステムの環境をつくってあげれば、もっと笠松町に若い世代の人が来やすくなるんじゃないかなと思うんですが、どのように思います、町長さん。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） すみません。質問の趣旨と私の答弁がちょっとずれているようになって

きます。

先ほどから申し上げていますように、病児保育につきましては、医療機関のほうへ再度お願い、相手があることですので、どうやったらできるかということはしっかり相談しますし、病後児のほうは福祉健康センターで既にシステムは整っていると。その上で中央公民館とかそういう施設を造ることが子育てとか、そこを造るのは、先ほど申し上げているようにこの条件にはちょっと不適切であるので、今ある施設、もちろん子育て支援とか女性活躍は重要ですので、今後いろんな面、多方面から場所とか方法とか、これは皆さんの意見もお聞きしながら積極的に取り組んでいきたいと思いますが、最初の議員の質問の中央公民館というのは今の現状ではやっぱり厳しいし、また保育士もいない中、あえてそこへ持ってきてやると、それこそ限られたマンパワーをうまく使いこなせないんじゃないかということで答弁申し上げたわけでありまして、ちょっとそここのところを御理解していただけるとありがたいです。

〔6番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 6番 田島清美議員。

○6番（田島清美君） ちょっとすみません、町長さんと私のほうでちょっと食い違っているという、私は当町にできてほしいなというのが一番の要望なんです。岐南町にあるのに笠松町にないねと言われるのがやっぱりちょっと、せつかくそういう人材とかマンパワーがあるのにというのでちょっともったいないんじゃないかなと思ったのでこのような質問をしているんですが、いろいろなこともあると思うので、予算的なこともあると思うので、ぜひこの子育て支援のほうに力を入れて、町民の方が子育てしやすいようになればいいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員の質問を許します。

○10番（長野恒美君） 発言のお許しを得ましたのでお願いをいたします。

まず1つは、旧統一教会の問題についてでございます。

統一教会は1954年5月、文鮮明を創始者として韓国で設立されました。そして、1959年に日本にも設立され、1964年に東京都知事認証の宗教法人となり、1960年代の安保反対闘争など学生運動が盛んだった大学の中に原理研究会として大学の勝共化を唱え、学生自治会への攻撃を繰り返してまいりました。そして、1970年代から大理石のつぼや多宝塔、印鑑、宝石、高麗人参エキスなど高い値段で売りつける悪質商法に手を広げ、社会問題化してまいります。このように詐欺的勧誘、靈感商法、高額献金の強要団体であることが明らかになってきます。また、統一教会イコール勝共連合が政治家との癒着へと発展してきました。

そこで笠松町として、旧統一教会の関連団体との関わりはどのようであったのかお尋ねします。そして、町長さんとして統一教会についてどのような団体と考えておられるのかお尋ねします。また、私はこのような団体を宗教法人として認めることはできないと思いますが、お考

えをお尋ねします。

2つ目に、子供の医療費無料化の対象を高校卒業までに引き上げることについてのお考えをお尋ねします。

子供の医療費の中学卒業までの無償化については、岐阜県下では笠松町から始まりました。牽引の役割を果たしたと思っていますが、現在では全国1,741自治体のうち、高校卒業までが47%、小学校卒業までは48%、計95%となっています。全ての日本の子供が安心して医療にかかれるように現在では国への運動も新日本婦人の会を中心になって行われていますが、高校卒業までへ引き上げることについての町長のお考えをお尋ねします。

3つ目に、町民バスの料金の高齢者や無年金者への支援についてでございます。

町民バスの条例改正が今回の議案に出ていると思いますが、利用者のアンケートとか町民の声によるものの結果として出た今回の議案なんでしょうか。その点をお尋ねします。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんからの御質問、まず旧統一教会系問題について、関連団体との関わりについてお答え申し上げます。

これまで町における旧統一教会の関連団体が実施するイベントへの後援や共催などの関わりにつきましては、昨年度の7月21日にピースロード2021の実施報告のため訪問を受けております。今年度につきましては、7月に開催予定であったピースロード2022 in 岐阜からの後援依頼があり、その申請書には政治活動、宗教活動に関する記載もなく、その活動目的や前年の活動実績などから判断し、後援名義の使用承認を行いました。このイベントは当該団体より中止する旨の通知があり、結果的に開催はされませんでした。今後の後援名義の使用承認につきましては活動目的、内容のみならず、団体についても注意を払いながら判断してまいりたいと考えております。

また、今後の対応と私の考え方についてのお尋ねでございますが、旧統一教会の問題につきましては安倍元総理の事件を境にして、過去に社会問題として表面化したこと、特に高額献金の問題が各種メディアに報じられておりますが、この事件の前までは旧統一教会に関する記事を取り上げることは多くなく、今のように問題が顕在化していなかったと思われまふ。この問題は信教の自由と関わることでもあり、また国においては不当な寄附を防止するなどの対応を規定した被害者救済法を整備したところでもありますので、町といたしましては国の動き等を見ながら慎重に対応してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、子供の医療費無料化の対象を高校卒業までに引き上げることについてのお尋ねでございますが、福祉医療費の対象年齢引上げにつきましては、平成27年第2回定例会、令和2

年第1回定例会において同様の御質問をいただいております、その際にもお答えしておりますように、15歳までを対象とした当町の助成制度は病気の早期発見、重症化防止といった子供の健康保持、増進はもとより、子育て家庭への経済的支援、子育てしやすい環境づくりに一定の成果を上げているものと考えております。現在町内に住所を有する16歳から18歳までの方は約630人で、医療費の助成制度を18歳まで引き上げた場合、昨年度の助成実績から推計すると年間約2,000万円の予算増が見込まれます。これまでも限られた財源の中で放課後児童クラブの拡充やこども館の建設など、子育て世代のニーズに応じた事業を実施してまいりましたが、持続可能な質の高い子育て支援施策を展開するためには多様化する子育て世代のニーズを的確に捉えたより効果的な事業に予算を配分する必要があると考えております。引き続き子育て世代のニーズの把握に努めるとともに、近隣市町の動向を注視しながら、町の財政状況などを考慮した総合的な研究が必要だと感じております。

続きまして、町民バスの高齢者や無年金者への支援についてのお尋ねでございます。

巡回町民バスの高齢者支援等については、9月議会の田島議員からの御質問や議員からのコロナ臨時交付金の活用事業の提案にも含まれており、内部で検討を重ねた結果、今議会において免除制度の拡充と併せて65歳以上の高齢者も学生同様に最大55%の割引となる定期券の導入を4月よりスタートする条例改正を提案しております。当町では朝6時台から夜7時台まで1日14便をワンコインで運行しており、非常に安価で便利な移動手段として定着しておりますが、定期券の導入によりさらにお値打ちに日常利用に活用していただけるのではないかと考えています。また、定期券導入につきましては、来年1月から3月の間、町内の75歳以上の方に無料で乗車していただける期間を設ける予定をしております。いまだ巡回町民バスに乗ったことがない、またコロナで外出機会が減少している高齢者の皆さんに後期高齢者証の提示のみでお試し乗車ができる制度とし、少しでも多くの皆さんがこの利便性を認識され、自家用車メインの移動手段から巡回町民バスに切り替えていただければと思っております。

今回の支援拡充施策は、平成30年に実施した利用者アンケートや令和元年のタウンミーティングの際にいただきました皆様の御意見、御要望などを反映した形になっております。巡回町民バスは将来にわたり運行が継続できるよう受益者負担の原則に沿って利用者の皆様に御負担をお願いしておりますが、定期券導入はこれまで常時利用されている高齢者の方々にとっては大きな負担軽減につながるのではないかと考えています。地域公共交通の基盤を固めるためにも、定期券により多くの方に巡回町民バスを利用していただき、高齢者の皆様の外出機会の支援をしてまいりたいと考えているところであります。以上であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

まず、旧統一教会の関係につきましては、これまでのところ笠松に特別なピースロードの、昨年の7月21日と今年度は中止ということですので、関わる事がなかったかと思いますが、こうしたなかなか分かりにくい問題で、私たちもこの問題が出てきて初めて分かったようなところですけど、政治の上でもいろいろそういう意味での注意は払っていかねばならない時代なのかなと思ったりしますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

そして、子供の医療費無料化につきましては、高校卒業までも随分多くなっていますし、やっぱりお医者さんに無料でかかれるというのは、大きな住民の安心の一つだと思います。一応今中学卒業までということですが、1,741自治体のうち約47%が高校卒業までになっているということからいきましても、それに中学まではともあれ、高校となった、成人にかかっていく段階の中では大きな病気を持っている人たちにはそれは大変な負担もあるかと思いますが、一般にはかかる率は少なくなっていると思いますけど、やっぱり高校卒業までは親の係りの中ですので、できれば高校卒業までは医療費無料になるといいなと思うんですが、この3年間増やすということになると大体どれくらいかかるか、そんな算段はしていただくことはできないでしょうか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほど答弁の中にちょっと含まれていたと思いますが、16歳から18歳まで、今630人対象の方がいます。これまでの助成実績から推計しますと、年間約2,000万円ぐらにかかるといふふうに見込まれております。

〔10番議員挙手〕

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） その点では、やはり2,000万という見込みからいきますと、今のところの笠松町の財政では難しいんでしょうか。一歳でも上げていくような方法での考え方はできないでしょうか。

○議長（川島功士君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 2,000万という金額、これ単年度でなく毎年やっぱり継続していくとなるとかなりの財政負担ですし、先ほど申し上げましたようにこういった医療費の高校生までの助成というのは確かにすばらしいアイデアだと思いますが、まだまだ当町においてはほかにもまだやる事がたくさん子育て支援、いわゆる若い人たちへの支援がたくさんあります。将来的に例えば財政状況が、もっと税収が増えて、そういう余裕ができればまた考えていきたいと思えますし、今そのためにも先ほど答弁させていただきましたが、みなと公園の活性化とか、これから地域経済の活性化、そういうのを力を入れながら、まずはやはりお金を稼ぐというか財政力をつけて、そしてそれを皆さんに還元していくというのが本来の行政、まちづくりの在り方だと思いますので、段階を踏みながら考えていくべき話ではないかというふうには思っ

おります。

[10番議員挙手]

○議長（川島功士君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 答弁ありがとうございました。

前向きな姿勢がないわけではない、笠松の財政力のただただ大変な中だということも私も分かっておりますが、少しでもいい方向に向かっていくように私たちも見詰めてまいりますので、これからもどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（川島功士君） これをもって一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（川島功士君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時07分

